

県税を一時に納付できない方のための猶予制度について

長野県・県税事務所

換価の猶予

県税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあり、かつ、納税について誠実な意思を有すると認められる場合など一定の要件に該当するときは、納期限から6ヶ月以内に申請することにより、1年以内の期間に限り、滞納処分による財産の換価の猶予が認められる場合があります。

※申請する県税以外に、既に滞納となっている県税がある場合には、原則として換価の猶予は認められません。

※納期限が平成28年4月1日以降の県税について適用となります。

徴収の猶予

次の理由により県税を一時に納付することができないときは、申請することにより、1年以内の期間に限り、徴収の猶予が認められる場合があります。

- ① 財産について災害を受けた、又は盜難にあった
 - ② 納税者又はその生計を一にする親族が病気にかかった、又は負傷した
 - ③ 事業を廃止又は休止した
 - ④ 事業について著しい損失を受けた
 - ⑤ 本来の納期限から一年以上経過した後に納付すべき額が確定した
- など

猶予が認められた場合

○換価の猶予

- ・既に差押えを受けている財産の換価(売却)が猶予されます。
- ・事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産については、差押えが猶予又は解除される場合があります。
- ・猶予が認められた期間中の延滞金の一部が免除されます。

○徴収の猶予

- ・新たな差押えや換価(売却)などの滞納処分の執行を受けません。
- ・既に差押えを受けている財産がある場合には、申請することにより、差押えが解除される場合があります。
- ・猶予が認められた期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。

申請の手続き

提出する書類

- ①「換価猶予申請書」又は「徴収猶予申請書」
- ②「財産収支状況書」

※資産、負債、収支の状況などを記載してください。

※猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合は、「財産目録」及び「収支の明細書」を提出してください。

③ 担保の提供に関する書類

④ 災害、病気などの事実を証する書類（徴収の猶予の場合のみ）

※り災證明書、医療費の領収書、決算書など

申請の期限

○換価の猶予：猶予を受けようとする県税の納期限から6ヶ月以内に申請してください。

○徴収の猶予：申請の期限はありませんが、猶予を受けようとする期間より前に申請してください。

※本来の納期限から一年以上経過した後に納付すべき税額が確定した場合の徴収の猶予

については、その納付すべき税額が確定した県税の納期限までに申請してください。

申請書の提出等

○申請書は管轄する県税事務所に提出してください。

○申請書及び添付書類の記載に不備がある場合、又は添付書類に不足がある場合等には、一定期間内に訂正・再提出等をしていただく必要があります。

なお、一定期間内に訂正・再提出等がされない場合は、猶予の申請を取り下げたものとみなされますので、ご注意ください。

猶予の承認又は不承認

○提出された書類の内容を審査した後、県税事務所から猶予の承認又は不承認を通知します。

○猶予が承認された場合は、県税事務所から送付される「猶予承認通知書」に記載された分割納付計画のとおりに納付してください。

担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。

○地方税法により担保として提供することができる主な財産の種類には、次のようなものがあります。

- ・国債又は地方債
- ・社債その他県税事務所長が確実と認める有価証券
- ・土地
- ・建物、自動車、建設機械等で、保険に付したもの
- ・県税事務所長が確実と認める保証人の保証

○次に該当する場合は、担保を提供する必要はありません。

- ・猶予を受ける金額が100万円以下である場合
- ・猶予を受ける期間が3ヶ月以内である場合
- ・上記の担保として提供することができる種類の財産がない等の事情がある場合

猶予期間

○猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く県税を完納することができると認められる期間に限られます。

○猶予を受けた県税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、申請することにより、猶予期間の延長が認められる場合があります（当初の猶予期間と合わせて最長2年まで）。

猶予の取消

猶予が承認された後、次に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- ・「猶予承認通知書」に記載された納付計画のとおりの納付がないとき
- ・ 猶予を受けている県税以外に新たに納付すべきこととなった県税が滞納となったとき
- ・ 偽りその他不正な手段により猶予の申請がされ、それに基づき猶予がされたことが判明したとき
- ・ 財産の状況その他の事情の変化により、猶予を継続することが適当でないと認められるとき